

石川県公報

平成29年11月24日
第13058号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○石川県議会定例会の招集	(財政課) 1	○入札公告	(医療対策課) 2
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出	(厚生政策課) 1	○石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公告	(生産流通課) 3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出	(同) 1	○土地区画整理事業に係る換地処分公告	(都市計画課) 4
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	4

告 示

石川県告示第529号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成29年第4回石川県議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年11月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 招集期日
平成29年12月1日
- 場所
金沢市

石川県告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成29年11月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団井村内科 医院	白山市美川北町ヲ67番地 1	井村内科医院	白山市美川北町ヲ67番地 1	平成29年 9月30日

石川県告示第531号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成29年11月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団井村内科 医院	白山市美川北町ヲ67番地 1	井村内科医院	白山市美川北町ヲ67番地 1	平成29年 9月30日

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年11月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 入札の場所及び日時

(1) 場所

金沢市鞍月東2丁目1番地 石川県立中央病院管理局会議室

(2) 日時

平成29年12月20日（水） 午後1時30分

2 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

医療機器の売払い

(2) 売払い物件

C T装置、MR装置、血管造影装置

(3) 仕様等

仕様書による

(4) 履行期間

平成30年1月26日（金）まで

(5) 履行場所

石川県立中央病院

3 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当しないこと。

(2) 入札日までに石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による競争入札参加資格名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、6(4)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 入札参加申請書の提出期限の翌日から入札の日までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による「高度管理医療機器等の販売業又は貸与業」の許可を受けた事業者であること。

(7) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による「古物商」の許可を受けた事業者であること。

4 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成29年11月24日（金）から同年12月5日（火）（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院用度課用度係 076-238-7859

5 入札に関する事項

(1) 入札者に要求される義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加申請書及び添付書類をあらかじめ下記のとおり提出しなければならない。また、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出場所 4(2)の交付場所に同じ

イ 提出期限 平成29年12月8日（金）午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限必着とする。）

(2) 入札方法

総価により行う。入札金額については、売払い金額から解体・撤去に係わる費用を差し引いた金額とすること。

決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 売買代金の納入

発注者が発行する納入通知書により、指定の期日までに納入すること。

(3) 入札に付する院内機器等の査定及び見学会の開催場所及び日時

場所 石川県立中央病院

日時 平成29年12月4日（月）及び5日（火）のいずれかの日の午後5時以降（要予約）

(4) 競争入札参加資格の申請書の配布場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(5) その他

詳細については入札説明書による。

石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公告

石川県農林総合研究センター種苗配布規則（昭和28年石川県規則第16号の2）第2条の規定により、石川県農林総

合研究センターで生産する種苗の平成29年度の配布の種類、数量、代価及び配布期限を次のとおり定めた。

平成29年11月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

年 産	種 類	数 量	代価（税込）	配布期限
平成29年産	大麦種子	2,425kg	275円/kg	平成29年12月末

土地区画整理事業に係る換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があった。

平成29年11月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 土地区画整理事業の名称
輪島市山岸地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
株式会社コメリ
- 3 換地処分の年月日
平成29年10月27日
- 4 換地処分の内容
平成29年10月20日付け石川県指令都第956号をもって認可した換地計画のとおり

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第142号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月24日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2（一方通行）小松警察署管内の表に次のように加える。

107	県道新保矢田野線（側道）	小松市矢田町ワ49番地18先から 小松市矢田町ワ60番地先まで	約110 メートル	終日	車両	湖東町方向から矢田野町方向に至る方向
108	県道新保矢田野線（側道）	小松市矢田野町西14番地先から 小松市矢田町サ5番地先まで	約160 メートル	終日	車両	矢田野町方向から矢田町方向に至る方向

別表第13（車両通行帯）金沢中警察署管内の表7の項を次のように改める。

7	国道157号	金沢市泉3丁目6番33号先から 金沢市泉3丁目3番6号先まで （横川方向から有松交差点に至る方向）	3本	約60 メートル
---	--------	---	----	-------------

別表第13（車両通行帯）白山警察署管内の表2の項を次のように改める。

2	国道157号	野々市市三日市三丁目361番地先から 野々市市三日市三丁目363番地先まで （野々市市本町方向から三日市交差点に至る方向）	3本	約62 メートル
---	--------	---	----	-------------

別表第13（車両通行帯）白山警察署管内の表に次のように加える。

69	主要地方道金沢 小松線	野々市市上林五丁目43番地先 (上林1丁目方向から新庄二丁目交差点に至る方向)	4本	約30 メートル
----	----------------	--	----	-------------

別表第13(車両通行帯) 寺井警察署管内の表に次のように加える。

27	市道1級幹線根 上国道線	能美市赤井町は86番地先 (福島町から能美工業団地交差点に至る方向)	3本	約30 メートル
----	-----------------	---------------------------------------	----	-------------

別表第14(進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 金沢中警察署管内の表4の項を次のように改める。

4	国道157号	金沢市泉3丁目6番33号先から 金沢市泉3丁目3番6号先まで (横川方向から有松交差点に至る方向)	約60 メートル	3本	終日	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は直進及び左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。
---	--------	---	-------------	----	----	---

別表第14(進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 白山警察署管内の表4の項を次のよう改める。

4	国道157号	野々市市三日市三丁目361番地先から 野々市市三日市三丁目363番地先まで (野々市市本町方向から三日市交差点に至る方向)	約62 メートル	3本	終日	道路の左端から数えて1番目の車両通行帯は左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。
---	--------	---	-------------	----	----	--

別表第14(進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 白山警察署管内の表に次のように加える。

27	主要地方道金沢 小松線	野々市市上林五丁目43番地先 (上林1丁目方向から新庄二丁目交差点に至る方向)	約30 メートル	4本	終日	道路の左側から数えて1番目の車両通行帯は左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は直進、4番目の車両通行帯は右折とする。
----	----------------	--	-------------	----	----	---

別表第14(進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 寺井警察署管内の表に次のように加える。

5	市道1級幹線根 上国道線	能美市能美1丁目1番地先 (赤井町から能美工業団地交差点に至る方向)	約30 メートル	3本	終日	道路の左端から数えて1番目及び2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。
---	-----------------	---------------------------------------	-------------	----	----	--

別表第22(右折方法の指定) 寺井警察署管内の表に次のように加える。

7	市道1級幹線根 上国道線	能美市能美1丁目1番地先	原動機付 自転車	終日	市道1級幹線根上 国道線を東進して 道路中央に寄って 右折(小回り)
---	-----------------	--------------	-------------	----	---

別表第1(信号機の設置場所) 七尾警察署管内の表54の項を次のように改める。

54	削	除
----	---	---

